

2020年9月

生徒・保護者の皆様

セントヨゼフ女子学園高等学校・中学校

校長 井関 智子

新型コロナウイルス感染症に対応したセントヨゼフ女子学園学校再開ガイドライン ver.2

2020年9月3日に文部科学省より「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』(Ver.4)」が出されました。このマニュアルにしたがって感染症対策を行うことで、学校内で感染が広がるリスクを下げることができます。よって本校では、4月に定めました学校再開ガイドラインを以下のように改訂し、これまで通り生徒に感染させないことを第一にしつつ、学びを止めないように取り組みます。

1、 個々の健康管理

- ① 生徒の皆さんは毎朝家で必ず検温し入力してください（ご家族の方も検温をお願いします）。発熱や咳などの症状が見られる場合は、登校を見合わせ自宅で療養してください。毎日、マスク・ハンカチを持参しましょう。

【各自に必要な持ち物】

- ・ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ・ マスク
- ・ マスクを置く際の清潔なビニールや布等



https://www.mext.go.jp/content/2020501-mext_kenshoku-000006975_5.pdf

- ② 朝登校したら、まず入り口で消毒をしてください。そして教室の窓を開け換気をしましょう。休み時間ごとにこまめに手洗い・うがい・換気をしましょう。

- ③ 休み時間ごとに手洗い・うがいをしてください。また、ドアを触った手で目・鼻・口に触らないようにしましょう。

新型コロナウイルスの感染経路として
飛沫感染のほか、**接触感染**に注意が必要です。
人は、“無意識に”顔を触っています!



そのうち、目、鼻、口などの**粘膜**は、
約44パーセントを占めています!

(出典：厚生労働省ホームページ)

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約0.01% (数百個)
	2回 繰り返す	約0.0001% (数個)

(資料元：感染症学雑誌、2019年50巻2006号5頁)

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。
外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に
-爪は短く切っておきましょう
-時計や指輪を外しておきましょう



石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



厚生労働省

厚労省





手洗いの6つのタイミング



- ④ 生徒の皆さんは、普段の生活の中で健康管理に努めましょう。毎日決まった時間に起床・就寝し、十分な睡眠時間を取りましょう。3食きちんと食べ、バランスの良い食事を摂るように努め、免疫力・抵抗力を向上させましょう。



¹⁰ 【参考】国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」

(<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf>)

¹¹ 【参考】厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスについて、「物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われています。」とされています。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1)

1 「新型コロナウイルスについて 問1」より)

2, 集団感染のリスクへの対応（クラスター発生の3条件）

- ① 換気の悪い密閉空間にしない。換気の徹底。
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらない。席の間隔をいつもより開ける。
- ③ 近距離での会話や大声での発生を控える。飛沫を飛ばさないためにマスク着用、咳エチケットの徹底。



3, 衛生的な環境づくり

- ① 生徒出入りに消毒用アルコールを設置。
 - ② 手指消毒用アルコールは、各階廊下に設置。
 - ③ 手洗い場にはハンドソープ、石けんを設置。
 - ④ ドアノブ・手すり・スイッチなどは適宜消毒。
- ※学校医、学校薬剤師からの助言を仰ぎながら衛生的な環境づくりに努めます。

4, 授業、及びそれに付随した場面について

- 下記の「感染症対策を講じても感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討します。
- ・各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

- ・音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ・図画工作、美術、工芸における「生徒が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - ・家庭における「生徒が近距離で活動する調理実習」
 - ・体育における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- なお、体育の授業は、熱中症の危険などに配慮し、十分な間隔を確保しマスクを外して行うことがあります。

5, 学校行事の実施に関すること

学校行事の実施に際し、2の「集団感染のリスクへの対応」を心得、感染予防に努めます。生徒に感染させないことを第1に、必要に応じて中止、縮小の検討をしていきます。

6, 登下校に関すること

電車内ではなるべく空いた車両を選びましょう。電車やスクールバスの中では、おしゃべりをせず、マスクを着用し、飛沫感染を防ぎましょう。つり革や手すりをつかんだ手で目・鼻・口に触らないようにしましょう。

スクールバスを利用する生徒が密集しないよう、時間を分散する等の工夫をしていきます。

7, 部活動について

生徒の皆さんの健康・安全第一に努め、2の「集団感染のリスクへの対応」に努めます。

休日活動の場合は、家で検温してきたかどうか、咳は出ないかなどの健康チェックを行います。

8, 昼食時の注意

昼食時の座席は、授業時と同様。机を向かい合わせにしたグループは作りません。

食事前には全員手洗い・うがいをしましょう。

9, 図書室

学校図書室は、生徒の読書の拠点として、また学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしています。図書室入り口には消毒液を設置しますが、図書室利用前後には手洗いをするようにしましょう。図書室内では密集が起こらないよう努めます。

10, 清掃活動

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気の良い状況で、マスクをした上で行います。掃除が終わった後は、必ず手洗い・うがいをしましょう。

1 1, 休み時間

休み時間中の生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させた上で、会話の際には一定の距離を保ち、お互いの体が接触しないよう注意するなどの指導を行います。

1 2, 心のケアについて

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、生徒の皆さんの中には気持ちが沈んだり、集中できなかったり、不安や悲しい気持ちになる人もいるかもしれません。

そんな時は一人で悩まず、信頼できる大人（保護者、担任、養護教諭、スクールカウンセラー）に相談してください。

1 3, 感染者・濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者・濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、決して許されることではありません。新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、偏見や差別が生じないように行動しましょう。

1 4, 出席停止の扱いについて

学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置及び新型コロナウイルスの状況を鑑み、以下の場合には出席停止とします。本校ホームページの「在校生・保護者の方へ」から「学校感染症による出席停止証明書」または「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による出席停止申請書」をダウンロードし、登校した時に申請書を担任まで提出してください。

出席停止	出席停止期間
生徒が「新型コロナウイルス」に感染した場合	保健所の指示に従う
生徒が「新型コロナウイルス」感染者の濃厚接触者に特定された場合	保健所の指示に従う
風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合	回復するまで
強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）が継続してある場合	回復するまで
保護者が登校させるべきでないと判断した場合	登校するまで

1 5, 外部からの来校者について

学園には来客や宅配業者、見学者など様々な方が来校されます。それらの方には玄関口での消毒と検温を実施します。また、来客は原則応接室までとします。見学者については、人数を制限し感染予防に努めた上で見学を行います。

16、 海外から帰国した生徒への対応について

2020年8月28日現在

<厚生労働省からのメッセージ>

本邦入国の際の検疫の強化が行われています。詳細は以下のとおりです。

1 過去14日以内に以下の注の国・地域に滞在歴のない方（当分の間実施としています）

（1）空港の検疫所において、質問票の記入、体温の測定、症状の確認などが求められます。

（2）入国の翌日から起算して14日間は、御自宅や御自身で確保された宿泊施設等（※1）で不要不急の外出を避け、待機することが要請されます。

※1：自宅等への移動は公共交通機関（鉄道、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を使用せずに移動できることが条件となりますので、事前に御家族や御勤めの会社等による送迎、御自身でレンタカーを手配するなどの移動手段の確保を行ってください。

2 過去14日以内に以下の注の国・地域に滞在していた方（当分の間実施。対象地域が追加になっています。）

（1）過去14日以内に、注の地域に滞在歴のある方は、検疫法に基づき、本邦空港にて検疫官にその旨を申告することが義務づけられています。

（2）空港の検疫所において、質問票の記入、体温の測定、症状の確認等が求められます。全員に抗原定量検査等（※2）が実施され、空港内のスペース又は検疫所長が指定した施設等で、結果が判明するまでの間待機いただくこととなります（現在流行地域の拡大に伴い、検査対象となる方が増加しており、空港等において、到着から入国まで数時間、結果判明まで1～3時間程度待機（再検査等の場合は2日程度要する場合もあります。）いただく状況が続いています。御帰国を検討される場合には、上記のような空港の混雑状況や待機時間について十分御留意いただくようお願いいたします。また、今回の検疫強化によりすべての航空便が直ちに運休するわけではありませぬので、航空便の運航状況についてご利用予定の航空会社のウェブサイト等でご確認の上、適切な時期をご検討ください）。

※2：代替可能な検査手法が確立した場合は、その方法で実施される場合もあります。

（3）検査結果が陽性の場合、医療機関への入院又は宿泊施設等での療養となります。

（4）検査結果が陰性の場合も、入国から14日間は、御自宅や御自身で確保された宿泊施設等（※3）で不要不急の外出を避け、待機することが要請されるとともに、保健所等による健康確認の対象となります。

※3：自宅等への移動は公共交通機関（鉄道、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を使用せずに移動できることが条件となりますので、事前に御家族や御勤めの会社等による送迎、御自身でレンタカーを手配するなどの移動手段の確保を行ってください。

（5）上記の検査等は、検疫法に基づき実施するものであり、検疫官の指示に従っていただけない場合には、罰則の対象となる場合があります。

3 本件措置の詳細につきましては、厚生労働省の以下Q&Aを御確認ください。更に御不明な点がございましたら、以下の連絡先に御尋ねください。

○厚生労働省ホームページ水際対策の抜本的強化に関するQ&A（随時更新される予定です）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19_qa_kanrenkigyoku_00001.html

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

<厚生労働省メッセージ：終わり>

注：出入国管理及び難民認定法に基づき上陸拒否を行う対象地域（*は今回追加・変更の13か国、全体で159か国・地域）

（アジア）インド、インドネシア、韓国、シンガポール、タイ、台湾、中国（香港及びマカオを含む）、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン*、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ

（大洋州）オーストラリア、ニュージーランド

（北米）カナダ、米国

（中南米）アルゼンチン、アンティグワ・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネービス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ドミニカ国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ*、チリ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、パハマ、パラグアイ、バルバドス、ベネズエラ、ペルー*、ホンジュラス、ブラジル、ペルー、ボリビア、メキシコ

（欧州）アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、キルギス、クアチア、コソボ、サンマリノ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ペラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア

（中東）アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、パレスチナ、レバノン

（アフリカ）アルジェリア、エスワティニ、エチオピア*、カーボベルデ、ガーナ、ガボン、カメルーン、ガンビア*、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア*、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ*、スーダン、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、中央アフリカ、チュニジア*、ナイジェリア*、ナミビア、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ*、南アフリカ、南スーダン*、モーリシャス、モーリタニア、モロッコ、リビア、リベリア、ルワンダ*、レソト*

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と認定された場合
または感染が判明した場合について

セントヨゼフ女子学園高等学校・中学校

〈生徒用〉

生徒の感染が判明した場合

保健所が濃厚接触者等を特定するまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業

設置者は、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性について検討。一般には次の事項を考慮して検討。

- ・学校内における活動の態様
- ・接触者の多寡
- ・地域における感染拡大の状況
- ・感染経路の明否

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

感染した生徒や濃厚接触者の出席停止 〈生徒〉
・感染者や濃厚接触者は、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止とする。
出席停止証明書の用紙に記入をして学校へ提出する。

学校の全部又は一部の臨時休業

生徒・家族に感染の疑いがある場合

生徒は、家族の P C R 検査の結果が出るまで、自宅待機（出席停止）

学校での動向調査

学校へ結果を報告

家族が陽性の場合、生徒は登校せず、保健所の指示に従う。

家族が陰性の場合、保健所の指示に従い、生徒は登校を再開す

生徒は陰性の場合、保健所の指示に従う。

登校する時は、新型コロナウイルスによる出席停止申請書に記入をして、学校へ提出する。

生徒も陽性の場合